

## 最低賃金審議会の意見に対する異議の申出一覧（労働者）

(敬称略)

	提出年月日	労使の別	名 称	代表者
1	令和6年8月15日	労働者	静岡県労働組合共闘会議 静岡県中部地区労働組合会議 静岡県ユニオンネットワーク	代表幹事 鈴木 英夫 <sup>他</sup>
2	令和6年8月19日	労働者	ユーコープ労働組合	中央執行委員長 積 哲也
3	令和6年8月20日	労働者	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
4	令和6年8月20日	労働者	静岡自治体労働組合総連合	執行委員長 菊池 仁
5	令和6年8月20日	労働者	静岡県高等学校障害児学校教職員組合	執行委員長 深田 裕文
6	令和6年8月20日	労働者	全静岡教職員組合	執行委員長 須部 友康
7	令和6年8月20日	労働者	静岡県西部教職員組合	執行委員長 笹ヶ瀬 浩人
8	令和6年8月20日	労働者	全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連合会	執行委員長 松下 靖史
9	令和6年8月20日	労働者	J M I T U 静岡西部地域支部	執行委員長 竹村 義人
10	令和6年8月20日	労働者	J M I T U 通信産業本部静岡支部	執行委員長 榊原 雅樹
11	令和6年8月20日	労働者	金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロック	代表 松井 美智子
12	令和6年8月20日	労働者	郵政産業労働者ユニオン	静岡県協議会議長 瀧澤 雅典
13	令和6年8月20日	労働者	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
14	令和6年8月20日	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部	執行委員長 若原 淳一
15	令和6年8月20日	労働者	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
16	令和6年8月20日	労働者	静岡県西部地区労働組合連合	議長 堀内 慶一
17	令和6年8月20日	労働者	三島田方労働組合連絡会議	議長 大庭 光治
18	令和6年8月20日	労働者	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本 純
19	令和6年8月20日	労働者	静岡県評 パート臨時労組連絡会	代表幹事 菊池 仁
20	令和6年8月20日	労働者	全日本年金者組合静岡県本部	委員長 塚平 勝司





2024年8月15日

静岡労働局 局長 笹 正光 殿

静岡市葵区黒金町 55  
Tel 054-292-4121  
fax 054-292-4122

静岡県労働組合共闘会  
代表幹事 鈴木 英

静岡県中部地区労働組合  
共同代表 鈴木

静岡県ユニオンネットワ  
代表 小澤



### 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

#### 記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 1,034 円とすることに異議を申し出、最低賃金 1,500 円以上の大幅な引き上げを行うよう再審議を要求する。
2. 全国一律最低賃金制度の実施を要求する。
3. 静岡地方最賃審議会を専門部会も含め全面的に公開することを要求する。

#### 【理由】

- 1 中央最低賃金審議会は7月25日、2024年度の最低賃金（時給）を全国加重平均で現行の1004円から50円引上げ、1,054円とする目安額を答申したが、私たちは示された目安額が低賃金労働者の処遇改善に資するものではなく、むしろ、この国の低賃金構造、格差構造を温存する答申であると言わざるを得ない。

現下の情勢は、物価高騰に賃金の上昇が追いつかない現状が続き、26カ月連続して実質賃金がダウンしている。この影響を受けて、とりわけ、最低賃金近傍で働く非正規労働者の生活は、安定した生活とは程遠い状態に置かれている。非正規労働者の多くが「主たる生計維持者」になっていること等を考えると、今回答申は低賃金労働者の生活の向上に資するものと言うことはできない。また、日本の最低賃金は世界の先進国と比べても著しく低額であるが、それは、日本の相対的貧困率が15.4%と、先進国の

中で最悪の状態の原因でもある。「どこでもだれでも今すぐ1,500円」の要求は喫緊の課題と言える。

2 本年は、すべてのランクが同額の50円引き上げとなったことは、絶対額での格差拡大を容認した昨年を目安額答申への批判を一定程度反映したものである。引き上げ額が同額となった以上、ランク制に積極的意味はなくなったことから、全国一律の制度の実現を速やかに行うべきである。

3 2024年3月18日に開催された、昨年度最後の第390回静岡地方最低賃金審議会の中で、事務局から全国の審議会の公開状況が報告された。その報告を受け、畑会長は、「全国状況を見ますと、静岡県のこれまでの審議会の方式について、検討を加えるべき時期となってきたように思われます。公益委員としましては、まず本審について、多くの都道府県のようにしていくこと、そして専門部会については、公労、公使それぞれの意見聴取は従来通りとしつつ、公労使、3者の会議についてある程度公開をすすめるのが望ましいように考えております。次年度のはじめの方の会議でこの事項について議論していただきたく存じますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。」と発言した。(議事録より)

しかし、2024年6月28日に開催した第391回審議会では、その畑会長の意見・要望については、何ら議論することもなく、前年同様に、「非公開」を前提とする地方審議会の運営方法を決めた。

最低賃金近傍で働く非正規労働者等は、地方審議会の中でどのような議論を経て、静岡県の最低賃金が1,034円という低額で決めたのかを「知る権利」があるが、それが侵害された。労・使委員は、「率直な議論をするため」に非公開という運営を畑会長に迫ったことになるが、労・使の委員は選出された団体の利益代表者ではない。委員に就任した以上、公開であれ非公開であれ、労働者、使用者の全体の代表としての率直な発言をすべきである。静岡地方審議会が、引き続きブラックボックスの中での審議となったことに対して抗議するとともに、非公開にしないと率直な発言ができない労・使委員は全員辞任すべきである。

以上



2024年8月17日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

ユーコープ  
中央執行委員委員長



## 2024年度静岡県最低賃金の 改正額答申に対する異議申し出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

### 記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 1,034 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

### 【理由】

今回の改定額は過去最高の額であり、そのこと自体は評価しますが、現在の日本の時給は現実社会とかけ離れています。世界の水準から見ても大きく遅れをとっており、世界から賃金の安い国とみられています。世界情勢も鑑みると、現在の急激な物価上昇はそのまま定着する可能性が極めて高く、大幅な最低賃金の引き上げがなくては国民生活の根本的な改善には直結しません。静岡県労働組合評議会が2015年に静岡市内で行った「最低生計費試算調査」や、全国の都道府県で行われた同様の調査によると、その結果は全国どこで暮らしても生活にかかる費用全体は変わらないという内容でした。どの地域でも現在の最低賃金額ではまったく足りず、1,500円～1,700円程、静岡県では1,644円必要だという調査結果が提示されています。そのことから、私たちは全国一律最低賃金制度導入と時給1,500円以上への改定が必要だと考えます。

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013年3月、静岡県、神奈川県、山梨県の3県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度は3県統一ですが、パート職員については、雇用区分は3県で統一したものの、基本時給は県ごとに違っています。現在、パート職員の基本時給は、神奈川県1,157円、静岡県は1,063円、山梨県は1,043円と最大で114円の県別格差があります。私たちはこれまで、「3県のパート職員の基本時給を1,500円に統一せよ」との要求を掲げ、団体交渉に取り組んできました。団体交渉では、パート労組員から「どの県で働いてもお店のレジ作業に違いはない。トラックへの積込作業も同じ。同じ

仕事なら同じ時給でないと納得がいかない」「取り扱う商品は 3 県どこでも同じ値段、提供するサービスも同じなのに、時給が違うのはおかしい」という発言がたくさん出されます。使用者側はこれまで、基本時給に県別格差を設ける根拠として 3 県の最低賃金額の違いを挙げてきましたが、時給の格差が広がることは望ましくないとして、最大 125 円であった県別格差を 114 円に縮小しました。また、「県別格差の解消は重点課題であり、少なくともこれ以上格差は広げない」と表明しています。同じ仕事をしていながら、県が違うために時給が違うという職場は、私たちの生協の職場以外にもたくさんあるはずです。私たちは、制度そのものを全国一律最低賃金制に改めるべきだと考えています。同時に、法改正を待たずに県別格差の是正をすすめることが必要だと考えます。

静岡県は隣接する神奈川県、愛知県に対し最低賃金が下回っています。特に神奈川県との差は現状 128 円と大きな開きがあります。静岡県の 2023 年の転出超過数は 6,154 人となっていますが、最低賃金の高い「稼げる」首都圏などへ若年層を中心に流出していることは明らかです。このままでは県内の労働者は減少し続け、人材不足は深刻な問題になることが考えられます。静岡県の未来のためにも最低賃金の地域間格差の是正を強く求めます。

以上のことを理由として、静岡県の最低賃金の引上げに更なるご尽力を要請します。

以上



2024年8月9日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県労働組  
議長 菊

## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上









2024年8月16日

静岡労働局長 笹正光様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑隆様

静岡自治体労働組合総連合会  
執行委員長 菊池 伸

### 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

8月5日、静岡地方最低賃金審議会は2024年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて、地域の自治体・公務公共関係労働者を組織する労働組合として、2024年の最低賃金の答申について異議を申し立てます。

円安や世界的な情勢の変動の影響を受けて長期化する物価高で地域経済が疲弊し、労働者の生活実態の悪化が著しくなるなか、最低賃金の大幅な引き上げが不可欠な状況です。全国労働組合総連合などが全国で実施した最低生計費試算調査では、全国どの地域を見ても生計費はほぼ同じ額(時間額1,500円から1,600円以上)となっていますが、この科学的根拠をもとに、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1,500円以上」が必要であるとしています。

そして、これは、自治体・公務公共関係労働者においても同様です。いま自治体・公務公共関係職場では、最低賃金近傍で働く非正規労働者が多く、収入が低いため日々の生活を送るのも大変な実態があります。自治体・公務公共関係労働者は、地域経済において大きなウェイトを占めているため、最低賃金を大幅に引き上げて自治体・公務公共関係労働者の賃金改善を喚起することが、地域経済にとっても良い影響を与えることとなります。

しかし、静岡地方最低賃金審議会の答申は、こうした実態をまったく顧みず、中央最低賃金審議会の目安どおりに決定したものです。私たちがこれまでに何度となく意見表明してきたとおり、静岡県は首都圏や近隣県への人口流出が顕著となっており、その大きな原因が賃金の地域間格差にあることは明らかです。全国でもこうした認識の共有がすすみ、実際、2023年から24年に中央の目安を上回る答申を行った地方最低賃金審議会が多数あることはご承知のとおりです。

この状況をふまえば、物価上昇を上回る賃上げと地域間格差の解消をはかるため、静岡地方最低賃金審議会として、中央の目安を上回る答申を行うべきです。要請書をはじめとした意見をふまえ、審議会を公開したうえで、再度、真摯な議論を行い、答申額を見直すことを求めます。

以上







2024年8月8日

静岡労働局長 笹 正光 様

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県高等学校障害児学校教職員組

執行委員長 深田裕

## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。







2024年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全静岡教職員組合  
執行委員長 須部

### 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。







2024年8月7日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県西部教職員組合  
執行委員長 笹ヶ瀬 浩人

### 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。









2024年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連合会  
(自交総連静岡地連)  
執行委員長 松下 靖史



## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円を1,034円とする旨を静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域のタクシー労働者を代表する労働組合として、異議を申し立てます。

今回の答申は、依然として続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1,500円以上」にはまだまだ程遠い状況であり、誠に遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が静岡県を含めた全国で実施した最低生計費試算調査では、生計費を時間額に換算すると1,500円から1,600円以上となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1,500円以上」が必要であると考えます。

また今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの答申であり、隣接する神奈川・愛知両県とも50円の引き上げ額であるため、地域間格差に益々拍車をかけることとなります。私たちは静岡県民が首都圏等へ流出する原因として、賃金格差であることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。静岡県でも人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指して、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

人手不足や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないものです。中小企業支援策について、静岡地方最低賃金審議会としての提言・提案をまとめて厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた取り組みを求めます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで、答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上







2024年8月9日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）  
静岡西部地域支部  
執行委員長 竹村 義人

## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額（時給1,500円から1,600円以上）の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。







2024年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

JMITU 通信産業本部  
執行委員長 榊 原

## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、労働組合として異議を申し立てます。

引上げ額は、過去最高の引き上げであるが、私たちの求める1500円以上には程遠く、物価上昇分の後追いにすぎません。これでは最低賃金近傍の労働者の生活改善にはならず、貯蓄もできず、冠婚葬祭のつきあいもあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない状況が続き、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながりません。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が59.6%を占め、統計が始まった1986年以降最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白です。

静岡県評が2015年に行った「静岡県最低生計費試算調査」によると、静岡市25歳男性単身世帯で必要となる月額額は246,659円時給にすると1,644円となり、私たちの求める最低賃金額1500円以上は当然の要求であると考えます。

今回、静岡県の両隣の神奈川県・愛知県も50円の引き上げとなり、格差は改定前と変わりません。神奈川県との差額は月額で19,200円（月150時間）となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっています。このことから、全国一律最低賃金制度が求められています。さらに、中央最低賃金審議会が全国同額の目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし・・・自主性を発揮されることを強く期待するものである。」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会であっただけに、静岡地方最低賃金審議会が目安額を上回る答申を行わなかったことは誠に遺憾な結果であると考えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上







2024年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡プロ  
代表 松井 美智子

### 異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり50円引上げ、現行の時間給984円から1034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、金融職場の労働組合として異議を申し立てます。

物価高騰が続く中、時給で働く労働者にとって最低賃金の大幅な引上げは切実な要求です。

金融の職場では窓口や内部事務などを担うのは4割近くを占める非正規労働者です。しかし処遇面での諸制度は改善されても非正規労働者の賃金は正規職員と大きな格差があります。正規職員の賃上げは今までにない引上げがありましたが、非正規労働者の時給の引上げは僅かであり、毎年の最低賃金の引上げが賃金引き上げの大きな力になっています。

今年の中央最低審議会で全国同額の50円の答申がされ、静岡地方最低賃金審議会は目安どおりの引上げとしました。辛うじて1000円を超え1034円になりましたがいまだに続く物価高には対応できません。他県では秋田県など20県以上で目安額へ上乗せする改定額が出され地域間格差是正がされています。

同じ金融機関で同じ仕事をしていても、東京都や神奈川県に勤務する非正規労働者には勤務地加算を上乗せし、法に抵触しないように調整しているのが現状です。

静岡が目安どおりの50円では、近隣の東京都、神奈川県、愛知県との格差は縮まりません。なぜ、目安どおりなのか、1円でも多くの引上げを求めます。そのためにも審議会の公開と私たちの生活実態を聞いていただく場を求めます。

現在の急激な物価高騰をカバーできる引上げ額が必要です。時給で働く労働者でも普通に働けば普通に暮らせる賃金が必要です。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。









2024年8月8日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

郵政産業労働者ユニオンの代表者  
静岡県協議会議長 瀧澤 雅典



## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。日本郵政は、「期間雇用社員の時給＝地方最賃＋20円」の縛りをかけて一步も歩み寄ろうとしません。よって、地方最賃に大きく影響をうける郵政労働者の労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額（時給1,500円から1,600円以上）の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上





2024年8月19日  
ローカルユニオン静岡  
執行委員長 河合利

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

## 令和6年度静岡地方最低賃金答申にたいする異議申出書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

8月5日(月)静岡地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の目安どおり50円引き上げ、静岡県の最低賃金を時間額1034円とする答申がされました。

やっと1000円の壁は超えたものの、いまだに続く物価高に対応できるものではありません。

今年の最低賃金審議においてはまず、生活できる賃金を確保することが求められます。この答申に政府に要望する5項目の付記がついており、その4項目目には「働いているにもかかわらず満足な生活ができない状況の労働者をとりまく様々な問題に対応するには、最低賃金の引き上げだけで対応できるものではないことから、同問題の解消を図る為の支援の拡充を要望する」とありますが、そもそも最低賃金は、働いたら生活できる賃金を最低賃金とすべきなのではないのでしょうか？そのための審議会ではないのでしょうか？再度、審議することを求めます。

また、目安どおりの50円の引き上げでは、首都圏との格差は縮まりません。地域間格差を縮めるための審議はなされたのでしょうか？岐阜県・兵庫県では51円の引き上げ、秋田県は58円の引き上げを答申し、目安額に上乘せの答申を行っています。1円でも多く引き上げ、「低廉な賃金状況を改善する」という最賃法の目的にかなう審議が展開されるべきです。審議会が公開されない静岡県ではどういう経緯で50円の引き上げとなったのかがわかりません。経緯を明らかにすべきです。最低賃金の地域間格差が改善されなければ、他県への労働力の流出は止まりません。静岡県の労働力確保のためにも、賃金の大幅引き上げは喫緊の課題です。賃金相場に大きな影響力を持つ最低賃金の大幅引き上げは「待ったなし」です。

県内の労働者の生活の基盤となる最低賃金を再度審議することを求めます。

以上







2024年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

国鉄労働組合静岡地方本部  
執行委員長 若原 淳一

## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上







2024年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡地区労働組合連合会  
議長 松川

### 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会が、8月5日に中央最低賃金審議会の目安額どおりの50円引上げ、時間額984円から1,034円とする旨の答申を静岡労働局長に行いました。このことに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議申し立てを行います。

ここ3年以上続く物価高や材料費高騰により地域経済は疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められていました。それにもかかわらず、今回の答申額は、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠く遺憾であるといわざるを得ません。

私たちが加盟する全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、時給1,500円から1,600円以上が最低生計費となっています。憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要です。

今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額どおりの50円での答申であり、隣接する東京都、神奈川県との賃金格差は縮まりません。私たちは、静岡県の首都圏などへの人口流出の原因の1つが賃金の格差だと訴えてきました。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県の人口減少の歯止めをかけるため、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。









2024年8月7日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県西部地区労働組合連  
議 長 堀内 慶一

### 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。







2024年8月9日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

三島田方労働組合連絡  
議長 大庭

## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1,500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためにも、「時間額1,500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。静岡県目安を上回る答申を出す県も出ています。私たち三島田方労組連に結集する組合員も、この最低賃金1,034円では、この物価高を生き抜くのは大変です。せめて、70円を上げ、全国平均額の1,054円になるような答申にしてください。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



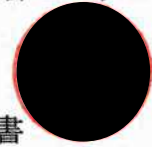




2024年8月11日

静岡労働局長 笹 正光様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆様

藤枝地区労働組合センター  
議長 橋本 純



2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上。







2024年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県評 パート臨時労組  
代表幹事 桑

## 2024年度静岡県最低賃金の改正答申に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、異議を申し立てます。

1. 静岡県の最低賃金を時間額1034円とすることに不服とし、せめて近隣県との格差を縮小するよう再審議を求めます。

今回の答申は過去最高額ではありますが、一昨年から続く資源高や物価高騰はとまらず、50円の答申では実質賃金の低下に歯止めをかけられないと言わざるを得ません。これまで私たちは、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するために、また地域経済の活性化のためにも、最低賃金の大幅な引き上げが求められていると訴えてきました。にもかかわらず、私たちが求めてきた8時間働いたら普通に暮らせる賃金として最低賃金「時間額1500円以上」にはほど遠く、年収200万円にすら到達していない状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額が全ランク50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに同額の50円であるため、地域間格差は縮まりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因の一つとして賃金の地域間格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上の生活状況悪化が懸念されます。昨年は目安を上回る答申を出す県が20県以上出ております。地域間格差の解消を目指すため、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

以上の理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。









2024年8月19日

静岡労働局長 笹 正光 様  
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全日本年金者組合静岡  
委員長 塚平

## 2024年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月5日、2024年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり50円引き上げ、現行の時間額984円から時間額1,034円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、全日本年金者組合静岡県本部会として異議を申し立てます。

今回の答申は、昨年から続く資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1500円以上」にはほど遠い状況であり遺憾であるといわざるを得ません。

全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費となっており、憲法第25条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、最低でも「時間額1500円以上」が必要であると考えます。

また、今回の改定額は、中央最低賃金審議会の目安額とおりの50円での答申であり、隣接する神奈川・愛知両県ともに50円であるため、地域間格差の解消になりません。私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今まで以上に状況が悪化します。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。





## 最低賃金審議会の意見に対する異議の申出一覧（使用者）

(敬称略)

	提出年月日	労使の別	名 称	代表者
1	令和6年8月9日	使用者	中部レジン株式会社	代表取締役 近藤良秀





2024/08/06

静岡労働局長殿

中部レジン株式会社代表取締役近藤良秀  
静岡県磐田市福田4691-1

静岡県の最低賃金を1034円に引き上げに異議を申し立てます。

理由：

私は静岡県西部で段ボール加工の会社を経営しています。

この短い間で静岡県の最低賃金は700円台から900円台後半にまで、急速に上昇しました。

数年前は弊社もなんとか黒字を確保していましたが、大幅な賃金の上昇で近年は赤字決算です。

最低賃金の上昇で人件費が600万円上昇したからです。

このままさらに最低賃金が増えれば、経営が成り立ちません。

従業員も最低賃金が増えるより、地元で働きやすい雇用先がある方がいいと思います。

価格転嫁も思うようにいきません。

米国の景気もこの先悪くなりますので、大不況が訪れるでしょう。

静岡県だけでも最低賃金を上げるのを止めて頂きたい。

宜しくお願い致します。

